

## 大気関係資料

### □ (大気) - 1 一般環境観測局 (伏木局) の年平均値の推移

項目	年度	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
二酸化硫黄	(ppm)	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
浮遊粒子状物質	(mg/m <sup>3</sup> )	0.019	0.020	0.019	0.020	0.020	0.018	0.019	0.021	0.011	0.011
微小粒子状物質 (PM2.5)	(μg/m <sup>3</sup> )	14.8	13.1	11.6	10.5	10.7	9.6	9.4	9.1	7.9	7.4
二酸化窒素	(ppm)	0.005	0.005	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004
光化学オキシダント	(ppm)	0.037	0.038	0.038	0.038	0.037	0.036	0.035	0.037	0.037	0.039

### □ (大気) - 2 二酸化硫黄測定結果 (常時観測局における月間値)

項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
伏木	有効測定日数 (日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	30	29	31	365
	測定時間 (時間)	715	738	715	739	737	715	738	715	739	733	691	739	8,714
	月平均値 (ppm)	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	1時間値が0.1ppmを超えた時間 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値 (ppm)	0.003	0.004	0.002	0.003	0.002	0.003	0.004	0.003	0.004	0.004	0.004	0.002	0.004
	日平均値の最高値 (ppm)	0.002	0.002	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.002	0.002	0.001	0.002

### □ (大気) - 3 浮遊粒子状物質測定結果 (常時観測局における月間値)

項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
伏木	有効測定日数 (日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	30	29	31	365
	測定時間 (時間)	720	742	719	742	742	714	743	719	743	739	695	743	8,761
	月平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.017	0.013	0.010	0.014	0.014	0.012	0.008	0.009	0.007	0.007	0.006	0.010	0.011
	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.104	0.079	0.027	0.041	0.032	0.032	0.021	0.029	0.037	0.030	0.021	0.044	0.104
	日平均値の最高値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.045	0.039	0.017	0.033	0.018	0.024	0.013	0.020	0.026	0.013	0.012	0.030	0.045

大気関係資料

□ (大気) - 4 微小粒子状物質(PM2.5)測定結果 (常時観測局における月間値)

項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
伏木	有効測定日数 (日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	30	29	29	363
	測定時間 (時間)	719	743	719	739	743	719	743	719	743	738	695	717	8,737
	月平均値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	11.2	9.0	7.9	9.3	7.8	6.7	5.4	6.5	5.9	5.5	4.8	8.7	7.4
	日平均値の最高値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	25.7	20.5	14.9	19.7	10.6	13.1	9.3	13.9	16.0	9.3	9.5	22.9	25.7
	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

□ (大気) - 5 二酸化窒素測定結果 (常時観測局における月間値)

項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
伏木	有効測定日数 (日)	30	31	29	31	31	30	31	30	31	30	29	31	364
	測定時間 (時間)	719	731	707	739	737	715	738	715	739	733	691	738	8,702
	月平均値 (ppm)	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.004	0.006	0.005	0.004	0.004
	1時間値の最高値 (ppm)	0.016	0.018	0.015	0.011	0.013	0.013	0.016	0.024	0.027	0.030	0.023	0.020	0.030
	日平均値の最高値 (ppm)	0.006	0.009	0.005	0.005	0.005	0.006	0.006	0.008	0.014	0.012	0.007	0.007	0.014
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

□ (大気) - 6 光化学オキシダント測定結果 (常時観測局における月間値)

項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
伏木	有効測定日数 (日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	29	31	366
	測定時間 (時間)	445	465	446	465	462	450	462	450	462	460	432	461	5,460
	1時間値の月平均値 (ppm)	0.049	0.048	0.044	0.037	0.034	0.033	0.036	0.034	0.031	0.033	0.038	0.045	0.039
	1時間値が0.06ppmを超えた日数 (日)	9	13	9	5	3	0	1	2	0	0	0	5	47
	1時間値が0.06ppmを超えた時間数 (時間)	38	61	66	33	8	0	2	11	0	0	0	22	241
	1時間値が0.12ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値が0.12ppmを超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値 (ppm)	0.069	0.088	0.078	0.075	0.068	0.059	0.062	0.068	0.050	0.047	0.051	0.073	0.088
日最高1時間値の月平均値 (ppm)	0.058	0.058	0.054	0.048	0.048	0.044	0.047	0.044	0.040	0.040	0.045	0.053	0.048	

□（大気）－7 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	達成期間	測定方法	告示年月日
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	維持され、又は原則として、5年以内において達成されるよう努めるものとする。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	昭和48年環告25 改正昭和48年環告35 改正平成8年環告73
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	維持され、又は早期に達成されるよう努めるものとする。	非分散型赤外線分析計を用いる方法	昭和48年環告25
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	同上	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を示す量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	昭和48年環告25 改正昭和56年環告47
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	同上	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	昭和48年環告25 改正平成8年環告73
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	① 1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあっては、1時間値の1日平均値0.06ppmが達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として7年以内とする。 ② 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回る事とならないよう努めるものとする。 ③ 環境基準を維持し、又は達成するため、個別発生源に対する排出規制の他、各種の施策を総合的かつ有効適切に講ずるものとする。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法	昭和53年環告38 改正平成8年環告74
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来において人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	平成9年環告4
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	同上	同上	平成9年環告4
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	同上	同上	平成9年環告4
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	同上	同上	平成13年環告30
微小粒子状物質	1時間値の1年平均値が15µg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35µg/m <sup>3</sup> 以下であること。	維持され、又は早期に達成されるよう努めるものとする。	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法	平成21年環告33
ダイオキシン類	1年間の平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。	① 環境基準が達成されていない地域にあっては、可及的速やかに達成されるよう努めること。 ② 環境基準が現に達成されている地域又は環境基準が達成された地域にあっては、その維持に努めること。	ポリウレタンフォームを装着した採取筒を紙後段に取り付けたエアースンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法	平成11年環告68

注 ダイオキシン類に係る環境基準は、ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づくもの。

□（大気）－8 緊急時の発令基準

対象物質	発令基準			
	情報	注意報	警報	重大警報
硫黄酸化物	0.2ppm 2時間 0.3ppm	0.2ppm 3時間 0.3ppm 2時間 0.5ppm 48時間平均値が 0.15ppm以上	0.5ppm 2時間	0.5ppm 3時間 0.7ppm 2時間
光化学オキシダント	0.1ppm	0.12ppm	0.24ppm	0.4ppm
浮遊粒子状物質	2.0mg/m <sup>3</sup>	2.0mg/m <sup>3</sup> 2時間	—	3.0mg/m <sup>3</sup> 3時間
二酸化窒素	0.4ppm	0.5ppm	—	1.0ppm

注 表中の時間は、当該濃度が継続した時間を表す。

□（大気）－9 雨水のpHの年度別推移

年度	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
最大値	7.2	7.2	7.0	6.6	6.6	6.7	6.9	6.8	6.2	6.2
最小値	4.2	4.2	4.5	4.4	4.3	4.5	4.3	4.2	3.9	3.5
平均値	4.8	5.0	5.1	5.0	5.0	5.0	5.2	5.3	5.1	4.9

注 平均値は降雨量を加味した加重平均値である。

□（大気）－10 雨水中のイオン成分沈着量調査結果(令和4年度)

単位：meq/m<sup>2</sup>/年

項目	SO <sub>4</sub> <sup>2-</sup>	nss・SO <sub>4</sub> <sup>2-</sup>	NO <sub>3</sub> <sup>-</sup>	Cl <sup>-</sup>	H <sup>+</sup>	NH <sub>4</sub> <sup>+</sup>	Ca <sup>2+</sup>	Mg <sup>2+</sup>	K <sup>+</sup>	Na <sup>+</sup>
県内測定値 (富山県・環境科学 センター)	64	38	34	252	24	34	25	51	5.9	213

注 nss-SO<sub>4</sub><sup>2-</sup>(nssとはnon sea saltの略)は、海洋に由来しない成分、すなわち陸上由来の硫酸イオン沈着量を表す。

資料出典：富山県令和5年版環境白書 イオン成分沈着量調査結果(令和4年度)より

□ (大気) -11 令和4年度 全国のダイオキシン類に係る環境調査結果

環境媒体	地点数	環境基準 超過地点	平均値	濃度範囲
大気	570	0	0.015 pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.0024~0.31 pg-TEQ/m <sup>3</sup>
公共用水域水質	1,348	28	0.18 pg-TEQ/L	0.0012~2.3 pg-TEQ/L
公共用水域底質	1,120	3	6.1 pg-TEQ/g	0.033~470 pg-TEQ/g
地下水水質	459	0	0.045 pg-TEQ/L	0.00018~0.56 pg-TEQ/L
土壌	697	0	2.3 pg-TEQ/g	0~130 pg-TEQ/g

(環境省全国調査)

□ (大気) -12 ダイオキシン類の環境基準等

項目		内容	基準値
耐容一日摂取量(TDI)		人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない一日当たりの摂取量	4pg-TEQ/kg体重/日
環境基準	大気	人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準	0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup>
	水質		1 pg-TEQ/L
	底質		150 pg-TEQ/g
	土壌		1,000pg-TEQ/g

注 土壌汚染の進行防止等の観点から調査を行う基準(調査基準) : 250pg-TEQ/g